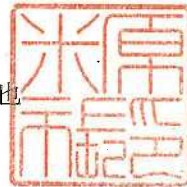


公示送達書

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公示する。なお、この書類は、米原市市民部税務課において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和8年7月29日

米原市長 角田 航也



記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名、名称、事務所または事業所	備考
令和8年度市県民税 第1期督促状	TRAN HUY PHUC	
令和8年度市県民税 第1期督促状	BUI THI HUYEN	
令和8年度市県民税 第1期督促状	HOANG NGOC ANH	
令和8年度市県民税 第1期督促状	DO THI LOAN	
令和8年度市県民税 第1期督促状	NGUYEN THI HOP	
令和8年度市県民税 第1期督促状	SETIA SAMSI	
令和8年度市県民税 第1期督促状	DINH THI THU HIEN	
令和8年度市県民税 第1期督促状	NGUYEN VAN DO	
	以上	

(注意事項) この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達が行われたものとみなされます。